

平成25年3月26日
水管理・国土保全局
水資源部水資源政策課

水源地域対策特別措置法に基づく^{こいしわらがわ}小石原川ダムの 水源地域整備計画の決定について

水源地域対策特別措置法に基づき、筑後川水系小石原川小石原川ダムに係る水源地域整備計画を平成25年3月26日付で決定したのでお知らせします。

同計画は、福岡県知事が関係者の意見をきいて、指定された水源地域において必要な事業からなる整備計画の案を作成し、国土交通大臣が決定したものです。

小石原川ダムの水源地域整備計画の概要

小石原川ダムの水源地域(福岡県朝倉市および東峰村の一部)等において実施する土地改良事業、治水事業、道路、簡易水道、公営住宅の整備に関する事業等、12の事業区分に亘って事業が定められています。

今後、決定された水源地域整備計画に基づいて福岡県、関係市村等により、地域の生活環境、産業基盤等の整備が進められることとなります。(別紙)

(参考)

・水源地域整備計画とは

水源地域対策特別措置法は、ダムの建設によって著しい影響を受ける地域について生活環境及び産業基盤を整備するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るものです。

・小石原川ダムの概要

小石原川ダムは、筑後川水系小石原川の福岡県朝倉市江川に、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)及び水道用水の供給を目的として建設される多目的ダムです。

小石原川ダム位置図



(担当) 水管理・国土保全局 水資源部

水資源政策課 水源地域振興室

三輪・常松

(電話) 代表 03-5253-8111

(内線 31-313・314)

直通 03-5253-8391

(FAX) 03-5253-1581

(別紙)

小石原川ダム水源地域整備計画の概要

1. 小石原川ダムの概要

水系河川名	筑後川水系小石原川	事業主体	独立行政法人 水資源機構
位置	(左岸) 福岡県朝倉市江川地先 (右岸) 福岡県朝倉市江川地先		
建設の目的	(1) 洪水調節 (2) 流水の正常な機能の維持 (異常渇水時の緊急水の補給を含む) (3) 水道用水		

2. 水源地域対策特別措置法に関する経緯

ダム指定	水源地域指定	水源地域整備計画決定
平成18年5月26日 (政令第202号)	平成25年2月21日 (国土交通省告示第135号)	平成25年3月26日 (国土交通省告示第272号)

3. 水源地域

水源地域	福岡県朝倉市のうち江川、上秋月、田代、山見および日向石 同県朝倉郡東峰村のうち大字小石原
------	---

4. 水源地域整備計画の概要

事業区分	事業主体	事業概要
土地改良	福岡県、朝倉市	ほ場整備、用水路等の整備
治水	福岡県、朝倉市	砂防堰堤、親水護岸及び谷川末端改良等の整備
道路	福岡県、朝倉市、東峰村	国道、県道、市道、村道の整備
簡易水道	朝倉市、東峰村	簡易水道施設等の整備
公営住宅	東峰村	公営住宅の整備
林道	東峰村	林道の整備
造林	朝倉森林組合、東峰村	不用木除去、林相改良、遊歩道、高性能林業機械等の整備
共同利用施設	朝倉市	物産販売施設及び農産物処理加工施設等の整備
公民館等	朝倉市、東峰村	集会所の整備
スポーツ・レクリエーション施設	朝倉市、東峰村	体験学習施設及び交流拠点施設等の整備
消防施設	朝倉市、東峰村	消火栓及び消防自動車等の整備
し尿処理施設	朝倉市、東峰村	合併処理浄化槽及び集合排水処理施設等の整備
予定工期：おおむね平成24年度から平成27年度までを目途とし、 弾力的に執行する。		経費の概算額：約59億円